一　送信時間制限装置は、その装置を備え付けた簡易無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。

二　キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。

1　受信入力電力の値が給電線入力点において（一）七四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

2　受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

3　使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

○総務省告示第二百十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局、特定小電力無線局、超広帯域無線システムの無線局及び簡易無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。

なお、平成十八年総務省告示第四百三十三号（構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）は、廃止する。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

1　構内無線局

周波数	指定周波数帯
954.2MHz	952MHzから956.4MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで

2　特定小電力無線局

周波数	指定周波数帯
313.625MHz	312MHzから315.25MHzまで
403.5MHz	402MHzから405MHzまで
403.65MHz	403.5MHzから403.8MHzまで
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで
954.8MHz	952MHzから957.6MHzまで
2,441.75MHz	2,400MHzから2,483.5MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで
10.525GHz	10.5GHzから10.55GHzまで
24.15GHz	24.05GHzから24.25GHzまで
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで
62.5GHz	59.0GHzから66.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

3　超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
4.1GHz	3.4GHzから4.8GHzまで
8.75GHz	7.25GHzから10.25GHzまで
26.625GHz帯(注)	24.25GHzから29GHzまで(注)

注　平成28年12月31日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHzから29GHzまで」を「22GHzから29GHzまで」とする。

4　簡易無線局

周波数	指定周波数帯
954.2MHz	952MHzから956.4MHzまで

○総務省告示第二百十三号

平成十七年総務省告示第千二百三十一号（九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣　原口　一博

○文部科学省告示第九十号

平成二十二年度学校図書館司書教諭講習実施要項について、学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）第七条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

平成二十二年度学校図書館司書教諭講習実施要項

一　受講資格　次のいずれかに該当する者であること。

イ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者

ロ　大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者

二　講習実施機関　別表Ⅰのとおり

三　講習開催場所　別表Ⅰのとおり

四　講習期間　別表Ⅰのとおり

五　定員　別表Ⅰのとおり

六　講習実施事務局（受講申込先）　別表Ⅰのとおり

七　受講申込期間　別表Ⅰのとおり

八　開講科目　別表Ⅰのとおり

九　申込方法

イ　受講希望者のうち第一号イに該当する者は(1)及び(2)に、同号ロに該当する者は(1)及び(3)に掲げる書類を受講申込期間中に講習を受けようとする講習実施事務局（受講申込先）へ提出すること。

(1)　別表Ⅱの様式による学校図書館司書教諭講習申込書

(2)　第一号イに定める教諭の免許状を有する旨の当該免許状の授与権者の証明書（現に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職にある者にあっては、その有する教諭の免許状の写しに原本と相違ない旨のその所属する学校長の証明を付したもので替えることができる。）

(3)　第一号ロに定める大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した旨の証明書

ロ　受講希望者のうち学校図書館司書教諭講習規程（以下「規程」という。）第三条第一項の講習科目の一部を修得した者及び同条第二項の規定により同条第一項の講習科目の一部の単位を修得したものとすることができる者は、その旨の証明書を添付すること。

ハ　受講資格を有する者のうち規程第三条第二項の規定により同条第一項に規定する講習科目の全部に相当する単位を修得したものとすることができる者は、ロと同様の手続をすること。

十　その他　以上のほか、講習の実施に関し必要な事項については、講習実施機関が定め、受講者に直接通知する。